

○三田市立図書館条例

平成元年 12 月 22 日 条例第 35 号

(設置)

第 1 条 図書館法(昭和 25 年法律第 118 号。以下「法」という。)の規定に基づき、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的として図書館を設置する。

(平 14 条例 6・一部改正)

(名称及び位置)

第 2 条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 位置

三田市立図書館 三田市南が丘 2 丁目 11 番 57 号

三田市立図書館藍分室 三田市大川瀬 1307 番地 44

三田市立図書館ウッディタウン分館 三田市けやき台一丁目 4 番地 1

2 図書館活動を十分に行うため、必要があるときは、図書館の分館、分室、配本所、移動図書館等を設置することができる。

(平 17 条例 2・一部改正)

(職員)

第 3 条 図書館に館長、専門職員、事務職員その他必要な職員を置く。

(業務)

第 4 条 図書館は、第 1 条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 図書館資料の収集、整理及び保存に関すること。
- (2) 図書館資料を一般公衆の利用に供し、その指導、調査研究、助言及び相談に関すること。
- (3) 読書会、研究会、講習会、映写会、展示会等の主催及び奨励に関すること。
- (4) 館報その他読書資料の発行及び頒布に関すること。
- (5) 時事に関する情報及び参考資料の紹介並びに提供に関すること。
- (6) 他の図書館、学校、公民館等と緊密に連絡し協力すること。
- (7) 移動図書館の運営に関すること。
- (8) 特別展示室の管理に関すること。
- (9) その他必要な業務

(平 17 条例 28・追加)

(開館時間)

第 5 条 図書館に次の施設を置き、その開館時間は次のとおりとする。ただし、館長が必要と認めた場合は、三田市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の承認を得てこれを変更することができる。

(1) 三田市立図書館

区分 開館時間

開架室 ア 日曜日及び水曜日から土曜日まで並びに国民の祝日に関する法律(昭和 23 年

法律第 178 号)に規定する休日(以下「祝日」という。) 午前 10 時から午後 6 時まで

イ 月曜日(祝日を除く。) 午前 10 時から午後 1 時まで

調査相談室、点字録音室、特別展示室、コミュニティホール、研修室、閲覧室 ア 日曜日

及び水曜日から土曜日まで並びに祝日 午前 10 時から午後 5 時まで

イ 月曜日(祝日を除く。) 午前 10 時から正午まで

(2) 三田市立図書館藍分室

区分 開館時間

開架室 ア 水曜日から金曜日まで 午後 1 時 30 分から午後 5 時まで

イ 日曜日及び土曜日 午前 10 時 30 分から午後 5 時まで

(3) 三田市立図書館ウッディタウン分館

区分 開館時間

開架室 日曜日及び水曜日から土曜日まで並びに祝日 午前 10 時から午後 6 時まで

(平 17 条例 28・追加、平 20 条例 55・一部改正)

(休館日)

第 6 条 図書館の休館日は、次のとおりとする。ただし、館長が必要と認めた場合は、教育委員会の承認を得て臨時に休館することができる。

図書館名 休館日

三田市立図書館 (1) 毎週月曜日(祝日を除く。)の午後 1 時以降

(2) 毎週火曜日(ただし、この日が祝日に該当する場合は、その翌日以後の最初の祝日でない日とする。)

(3) 年末年始(12 月 28 日から翌年 1 月 3 日まで)

(4) 館内整理日(1 月 4 日及び毎月(1 月、4 月及び 5 月を除く。)第 1 木曜日。ただし、この日が祝日に該当する場合は、その翌日とする。)

(5) 特別整理期間(4 月上旬から 4 月末日までの間に 14 日以内)

三田市立図書館藍分室 (1) 祝日(国民の祝日に関する法律第 3 条第 2 項に規定する日を除く。)

(2) 毎週月曜日

(3) 毎週火曜日(ただし、この日が祝日に該当する場合は、その翌日も休館とする。)

(4) 年末年始(12 月 28 日から翌年 1 月 3 日まで)

(5) 館内整理日(1 月 4 日及び毎月(1 月、4 月及び 5 月を除く。)第 1 木曜日。ただし、この日が祝日に該当する場合は、その翌日とする。)

(6) 特別整理期間(4 月上旬から 4 月末日までの間に 14 日以内)

三田市立図書館ウッディタウン分館 (1) 毎週月曜日(祝日を除く。)

(2) 毎週火曜日(ただし、この日が祝日に該当する場合は、その翌日以後の最初の祝日でない日とする。)

(3) 年末年始(12 月 28 日から翌年 1 月 3 日まで)

(4) 館内整理日(1月4日及び毎月(1月、4月及び5月を除く。)第1木曜日。ただし、この日が祝日に該当する場合は、その翌日とする。)

(5) 特別整理期間(4月上旬から4月末日までの間に14日以内)

(平17条例28・追加、平20条例55・一部改正)

(入館者の制限)

第7条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を制限することがある。

(1) 他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(2) 施設、設備、器具又は資料を損傷するおそれがあると認められる者

(3) その他館長が館の管理運営上、入館を不相当と認める者

(平17条例28・追加)

(規則への委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に規則で定める。

(平14条例6・旧第5条繰上、平17条例28・旧第4条繰下・一部改正)

付 則

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。

(平成元年教委規則第12号で平成2年1月1日から施行。ただし、三田市立図書館の供用は、平成2年3月14日から行う。)

付 則(平成14年条例第6号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

付 則(平成17年条例第2号)

この条例中第1条の規定は平成17年4月1日から、第2条の規定は同年6月1日から施行する。

付 則(平成17年条例第28号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

付 則(平成20年条例第55号)

この条例は、公布の日から施行する。

○三田市立図書館条例の一部を改正する条例

平成 25 年 9 月 19 日 条例第 31 号

三田市立図書館条例（平成元年三田市条例第 3 5 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条を第 1 0 条とし、第 7 条の見出しを「(利用又は入館の制限)」に改め、同条各号列記以外の部分中「者に対しては、入館を制限することがある」を「ときは、図書館の利用を制限し、又は入館を制限することができる」に改め、同条第 1 号中「他人」を「他の利用者」に、「認められる者」を「認められるとき。」に改め、同条第 2 号中「施設、設備、器具」を「施設その他の附属設備（以下「施設等」という。）」に、「認められる者」を「認められるとき。」に改め、同条第 3 号中「館の」を「図書館の」に、「入館を不相当と認める者」を「不相当と認めるとき。」に改め、同条の次に次の 2 条を加える。

（損害賠償義務）

第 8 条 図書館を利用し、又は入館した者（以下「利用者等」という。）は、その責めに帰すべき理由により、施設等若しくは資料を汚損し、破損し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はこれに要する費用を負担しなければならない。ただし、教育委員会が特にやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

2 利用者等が前項の規定による義務を履行しない場合は、教育委員会がこれを代行し、これに要した費用を利用者等から徴収する。

（指定管理者による管理）

第 9 条 図書館の管理は、法人その他の団体であつて、教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせることができる。

2 前項の規定により図書館の管理を指定管理者に行わせる場合にあつては、指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

(1) 図書館の利用及びその制限に関する業務

(2) 第 4 条に規定する事業（図書館の備品とする資料の収集を除く。）の実施に関する業務

(3) 図書館の施設等の維持管理に関する業務

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

3 第 1 項の規定により前項各号に規定する業務を指定管理者に行わせる場合における第 5 条から第 7 条までの規定の適用については、これらの規定中「館長」とあるのは、「指定管理者」とする。

付 則

この条例は、公布の日から起算して 2 年を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。

目次

第 1 章 総則(第 1 条—第 9 条)
第 2 章 図書館奉仕
第 1 節 館内利用(第 10 条—第 14 条)
第 2 節 館外利用
第 1 款 個人貸出(第 15 条—第 29 条)
第 2 款 団体貸出(第 30 条—第 34 条)
第 3 款 郵送貸出(第 35 条・第 36 条)
第 3 節 調査相談(第 37 条)
第 4 節 施設、設備等の使用(第 38 条—第 42 条)
第 3 章 寄贈(第 43 条・第 44 条)
第 4 章 補則(第 45 条・第 46 条)

付則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、三田市立図書館条例(平成元年三田市条例第 35 号。以下「条例」という。)第 8 条の規定に基づき、三田市立図書館(以下「図書館」という。)の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(平 14 教委規則 4・平 18 教委規則 1・一部改正)

第 2 条 削除

(平 17 教委規則 8)

第 3 条 削除

(平 17 教委規則 8)

第 4 条 削除

(平 17 教委規則 8)

第 5 条 削除

(平 17 教委規則 8)

(入館者の遵守事項)

第 6 条 入館者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 館内では飲食及び喫煙をしないこと。
- (2) 許可を受けないでビラ、ポスター等を掲示し、又は配布しないこと。
- (3) 物品の販売、宣伝その他これに類する行為をしないこと。
- (4) その他係員の指示に従うこと。

2 館長は、利用者が前項の規定に違反したとき、又は図書館の管理上必要な指示に従わないときは、その者に対して利用を禁止し、退館を命じることができる。

(平 14 教委規則 4・一部改正)

(資料の収集)

第 7 条 資料の収集に当たっては、社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号)及び図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)の精神に基づき、市民の教養、調査研究、レクリエーション等に資することに留意してこれを行う。

2 寄贈により受ける資料についても、前項の規定と同様に取り扱う。

3 資料の収集の方針は、館長が別に定める。

(資料の除籍)

第 8 条 資料の効果的運営を図るため、保存価値の低い資料の除籍を行う。

2 資料の除籍の方針は、館長が別に定める。

(資料等の弁償)

第 9 条 利用者がその責めに帰すべき理由により館内の施設、設備若しくは資料を損傷し、又は紛失したときは、三田市立図書館物品等損傷・紛失届に必要事項を記入のうえ、館長に提出しなければならない。

2 賠償は、現物によるものとする。ただし、館長が現物の入手が困難と認めた場合は、館長の指定する代物をもってこれに代えることができる。なお、館長が特にやむを得ない事情があると認めたときは、この限りでない。

(平 14 教委規則 4・一部改正)

第 2 章 図書館奉仕

第 1 節 館内利用

(資料の利用場所)

第 10 条 資料は、所定の場所で使用しなければならない。ただし、館長が必要があると認め、特に利用の場所を指定したときは、この限りでない。

(資料の複写)

第 11 条 資料の複写を希望する者は、三田市立図書館複写申込書に必要事項を記入のうえ、係員に提出しなければならない。

2 次の各号に掲げる資料の複写は行わない。

(1) 複写した場合に損傷するおそれがあるもの

(2) 館長が複写することを不相当と認めるもの

3 複写により著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)上の問題が生じたときは、すべて当該複写の申込みをした者がその責めを負うものとする。

4 複写のために必要な経費は、利用者の負担とする。

(平 14 教委規則 4・一部改正)

(視聴覚資料の利用)

第 12 条 視聴覚資料を館内の AV コーナーで利用しようとする者は、三田市立図書館視聴覚資料利用申込書に必要事項を記入し、係員に提出しなければならない。

2 利用は、1 人、1 日 1 回とする。

(平 14 教委規則 4・一部改正)

(対面朗読の申込み)

第 13 条 対面朗読を希望しようとする者(第 15 条第 5 号に掲げる者を除く。)は、三田市立図書館対面朗読申込書に必要事項を記入し、朗読を希望する日の 1 週間前までに係員に

提出しなければならない。

(平 14 教委規則 4・平 20 教委規則 9・一部改正)

(行事)

第 14 条 図書館は、市民の読書活動を推進するために、必要に応じて読書会、研究会、講演会、展示会、おはなし会その他の行事を行う。

第 2 節 館外利用

第 1 款 個人貸出

(利用資格)

第 15 条 次の各号のいずれかに該当する者は、個人貸出を受けることができる。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に勤務先を有する者
- (3) 市内の学校に在籍する者
- (4) 尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市及び猪名川町のいずれかに住所を有する者
- (5) 神戸市北区道場町又は長尾町に住所を有する者
- (6) その他館長が特に必要と認めた者

(平 3 教委規則 4・平 20 教委規則 9・一部改正)

(個人貸出の手続)

第 16 条 資料の個人貸出を受けようとする者は、三田市立図書館利用申込書に必要事項を記入し、前条に規定する資格を証明する証票を添えて係員に提出し、図書館カードの交付を受けなければならない。ただし、館長が特にやむを得ない事情があると認めたときは、この限りでない。

- 2 資料の個人貸出を希望する者は、図書館カードを係員に提示しなければならない。
- 3 前記の記載事項に変更が生じたときは、速やかに館長に届け出なければならない。

(平 14 教委規則 4・一部改正)

(図書館カードの有効期間)

第 17 条 図書館カードの有効期間は、その発行の日から 3 年間とする。

- 2 前項の有効期間満了の後も継続して個人貸出を利用しようとする者は、登録更新の手続を行わなければならない。
- 3 登録更新の手続については、前条の規定を準用する。

(平 7 教委規則 3・一部改正)

(図書館カードの譲渡及び貸与等の禁止)

第 18 条 図書館カードは、他人に譲渡し、若しくは貸与し、又はこれを不正に使用してはならない。

(図書館カードの紛失等)

第 19 条 図書館カードが次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに館長に届け出なければならない。

- (1) 紛失したとき。
- (2) 汚損して使用できないとき。

(図書館カードの再交付)

第 20 条 前項の届出をした者は、その届出をした日から 1 週間を経過した後、1 月以内に限り、図書館カードの再交付を受けることができる。

2 前項の規定による図書館カードの再交付の手続については、第 16 条の規定を準用する。

(図書館カードの失効)

第 21 条 図書館カードが、次の各号のいずれかに該当することが明らかになった場合は、無効とする。

- (1) 事実を偽って図書館カードの交付を受けたとき。
- (2) その他不正に使用したとき。

(貸出禁止資料)

第 22 条 次に掲げる資料は、貸出を行わない。ただし、館長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 貴重な資料及び地域資料
- (2) 官公報、新聞及び雑誌の最新号
- (3) 辞書、事典、年鑑、人名録等の参考図書
- (4) 視聴覚資料(コンパクトディスクを除く。)
- (5) その他館長が指定する資料

(平 14 教委規則 4・平 18 教委規則 1・一部改正)

(特別貸出)

第 23 条 前条に規定する資料の貸出を希望する者は、三田市立図書館資料特別貸出申込書に必要事項を記入のうえ、館長に提出し、その許可を受けなければならない。

(平 14 教委規則 4・一部改正)

(転貸の禁止)

第 24 条 資料の貸出を受けた者は、その資料を他人に貸与してはならない。

2 前項の規定に違反して転貸し、資料が紛失、汚損等をしたときは、当該資料の貸出を受けた者がその責めを負うものとする。

(貸出数量)

第 25 条 資料の個人貸出数量は、1 人につき図書 6 冊及びコンパクトディスク 3 点以内とする。ただし、館長が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

(平 7 教委規則 3・平 9 教委規則 1・平 14 教委規則 4・平 18 教委規則 1・一部改正)

(貸出期間)

第 26 条 個人貸出の期間は、図書及びコンパクトディスクにあつては 21 日以内とする。ただし、館長が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

(平 9 教委規則 1・平 14 教委規則 4・平 18 教委規則 1・一部改正)

(資料の返納)

第 27 条 資料の返納期日は、厳守しなければならない。返納期日が休館日と重なる場合は、その翌日に返納しなければならない。ただし、休館日が長期にわたるときは、館長がこれを指定する。

2 貸出期間後、引き続き同一資料を利用する場合は、一度その資料を返納し、再度貸出

の手続をしなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、継続利用を認めない。

(1) 他の利用者からその資料の予約申込があるとき。

(2) 他館から借りた資料であるとき。

(3) その他業務上必要があるとき。

(貸出の一時停止)

第 28 条 貸出期間を過ぎても資料の返納を怠り、又は督促しても返納しない者に対しては、貸出を一時停止することができる。

(資料の予約)

第 29 条 未所蔵の資料の利用を希望する者(第 15 条第 5 号に掲げる者を除く。)は、三田市立図書館リクエスト申込書に必要事項を記入し、係員に提出しなければならない。

(平 14 教委規則 4・平 20 教委規則 9・一部改正)

第 2 款 団体貸出

(団体貸出の対象)

第 30 条 資料の団体貸出を受けることができるものは、市内の地域の団体、職域の団体、社会教育関係団体その他読書活動を行う団体とする。

(団体貸出の手続)

第 31 条 資料の団体貸出を利用しようとするものは、三田市立図書館団体貸出申込書に必要事項を記入のうえ、その代表者の住所、氏名等を確認できる証票を添えて館長に提出し、図書館カードの交付を受けなければならない。

2 資料の貸出については、第 16 条第 2 項及び第 3 項並びに第 17 条から第 22 条まで及び第 27 条から第 29 条までの規定を準用する。

(平 14 教委規則 4・一部改正)

(貸出冊数)

第 32 条 資料の団体貸出数量は、図書等は 1 団体につき 200 冊以内とする。ただし、館長が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

(平 7 教委規則 3・一部改正)

(貸出期間)

第 33 条 団体貸出の期間は 2 月以内とする。ただし、館長が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

(平 7 教委規則 3・一部改正)

(管理責任)

第 34 条 団体貸出を受けた団体の代表者は、貸出を受けた資料の管理について責任を負わなければならない。

第 3 款 郵送貸出

(郵送貸出の対象)

第 35 条 資料の郵送貸出を受けることができる者は、第 15 条第 5 号を除く。に定める者で、次の各号のいずれかに該当する者で来館困難な者とする。

(1) 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条に定める身体障害者

(2) 長期間、寝たきりの状態で常に養護を要する者

(3) 館長が特に必要と認める者

(平 20 教委規則 9・一部改正)

(郵送貸出の手続等)

第 36 条 資料の貸出及び返却は、郵送により行い、これに要する費用は無料とする。

2 貸出については、第 16 条から第 29 条までの規定を準用する。

第 3 節 調査相談

(調査相談)

第 37 条 図書館は、利用者の読書に関する相談その他調査研究に対して、主として文献に基づいて調査相談に応じるものとする。

2 調査相談に要する資料の送料等の特別の経費は、利用者の負担とする。

第 4 節 施設、設備等の使用

(館内施設の使用)

第 38 条 図書館内の施設の使用は、図書館活動を推進させる目的をもった会合、催しものに限るものとする。

(使用の制限)

第 39 条 館長は、前条の許可を受けようとする者の使用目的が、次の各号のいずれかに該当する場合は、その使用を許可しない。

(1) 公共の秩序及び風俗を乱すおそれがあると認められるとき。

(2) 営利を目的とするとき。

(3) 政治団体活動を目的とするとき。

(4) 宗教活動を目的とするとき。

(5) 図書館の管理運営上支障があると認められるとき。

(6) その他館長が利用を不相当と認めたとき。

(使用手続)

第 40 条 館内の施設及び設備等を使用しようとする者は、三田市立図書館施設等使用申込書に必要事項を記入のうえ、3 月前から 1 週間前までに館長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 館長は、前項の許可をする際に条件を付することができる。

(平 14 教委規則 4・一部改正)

(使用の取消し)

第 41 条 館長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消すことができる。

(1) 使用者がこの規則に違反したとき。

(2) 使用目的が承認のときと異なったとき。

(3) 災害その他の事故により使用が不可能となったとき。

(4) その他図書館の運営上特に必要があると認めたとき。

(使用者の遵守事項)

第 42 条 使用者は、次の事項を守らなければならない。

(1) 使用後又は使用を取り消されたときは、その室内、設備及び器具を清掃整理し、原状に回復すること。

(2) 使用時間を守ること。

(3) その他管理上必要なこと。

第3章 寄贈

(寄贈)

第43条 市民の利用に供する目的で、資料の寄贈があるとき、それが図書館資料として適当と認められる場合は、図書館はこれを受贈することができる。

(費用負担)

第44条 寄贈品の図書館への搬入に要する費用は、寄贈者の負担とする。ただし、館長が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

第4章 補則

(様式)

第45条 この規則の施行に関し必要な様式は、教育長が別に定める。

(平14教委規則4・追加)

(補則)

第46条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

(平14教委規則4・旧第45条繰下)

付 則

この規則は、平成2年1月1日から施行する。

付 則(平成3年教委規則第4号)

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

付 則(平成4年教委規則第3号)

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

付 則(平成7年教委規則第3号)

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

付 則(平成9年教委規則第1号)

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

付 則(平成11年教委規則第2号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。ただし、第4条第5号の改正規定は、平成11年4月30日から施行する。

付 則(平成13年教委規則第1号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

付 則(平成14年教委規則第4号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

付 則(平成17年教委規則第2号)

この規則中第1条の規定は平成17年4月1日から、第2条の規定は同年6月1日から施行する。

付 則(平成 17 年教委規則第 8 号)

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 18 年教委規則第 1 号)

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 20 年教委規則第 9 号)

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

○三田市立図書館の組織及びその事務管理に関する規則

平成元年 12 月 22 日 教委規則第 15 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、三田市立図書館条例(平成元年三田市条例第 35 号)第 4 条の規定に基づき、三田市立図書館(以下「図書館」という。)の組織及びその事務管理に関して必要な事項を定めるものとする。

(平 14 教委規則 4・平 16 教委規則 1・一部改正)

(職員)

第 2 条 図書館に館長、副館長、係長、司書、司書補その他必要な職員を置く。

2 館長は上司の命を受け、館務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

3 副館長は館長の事務を補佐し、館長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 係長は、上司の命を受け、所管事務を処理するとともに上司と協力して所属職員を指揮監督し、指導教育に当たる。

5 司書、司書補その他の職員は、上司の命を受け、所掌の事務に従事する。

(管理事務)

第 3 条 係の管理する事務は、次のとおりとする。ただし、館長が必要と認めたときは、管理する事務以外の業務に従事させることができる。

(1) 図書館資料の収集、整理、保管及び廃棄に関すること。(以下「に関すること。」を省略)

(2) 図書館資料の利用

(3) 図書館事業の企画及び調査

(4) 関係機関との連絡調整

(5) 公立図書館との相互協力

(6) 視聴覚サービスその他の図書館サービス

(7) コンピュータの運用管理

(8) 分館及び分室の運営

(9) 移動図書館

(10) 施設の維持管理

(11) 集会室等の使用

(12) 図書館の庶務

(平 14 教委規則 4・平 15 教委規則 1・平 16 教委規則 1・一部改正、平 17 教委規則 1・旧第 4 条繰上・一部改正)

(館長の専決事項)

第4条 館長は、次の各号に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 図書館の資料の選定、収集、保存及び廃棄に関すること。
- (2) 図書館施設の管理に関すること。
- (3) 三田市事務処理規則(昭和51年三田市規則第27号)別表第2に規定する課長等専決事項
- (4) その他前3号に掲げる事項に準じる軽易な事項
(平17教委規則1・旧第5条繰上、平20教委規則6・一部改正)

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか、図書館の組織及びその事務管理について必要な事項は、教育長が別に定める。

(平16教委規則1・一部改正、平17教委規則1・旧第6条繰上)

付 則

この規則は、平成2年1月1日から施行する。

付 則(平成14年教委規則第4号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

付 則(平成15年教委規則第1号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

付 則(平成16年教委規則第1号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

付 則(平成17年教委規則第1号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

付 則(平成20年教委規則第6号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。